

松山赤十字病院  
院外処方運用マニュアル  
【院外向け】

2015年 1月 28日作成

2022年 8月 改訂

2025年 4月 改訂

## 目次

|     |                                  |   |
|-----|----------------------------------|---|
| 1.  | 目的 .....                         | 2 |
| 2.  | 調剤について .....                     | 2 |
| 3.  | 院外処方せん発行の流れ .....                | 2 |
| 4.  | 院外処方・院内処方の対象患者 .....             | 2 |
| 5.  | 院外処方対応時間 .....                   | 3 |
| 6.  | 院外処方できない薬剤 .....                 | 3 |
| 7.  | 当院の採用薬リストについて .....              | 4 |
| 8.  | 院外処方せんについて .....                 | 4 |
|     | ・有効期間                            |   |
|     | ・記載事項                            |   |
|     | ・長期収載品選定療養費                      |   |
|     | ・リフィル処方                          |   |
|     | ・腹膜透析液処方                         |   |
| 9.  | 院外処方せんへの手書きでの記載方法（紙処方せん限定） ..... | 5 |
| 10. | 院外処方せんの運用にかかる注意事項 .....          | 6 |
|     | ・同一日の院外処方と院内処方                   |   |
|     | ・変更調剤                            |   |
|     | ・疑義照会                            |   |
|     | ・各種指導依頼                          |   |
|     | ・処方せんの紛失または期限切れ                  |   |
| 11. | トレーシングレポート .....                 | 7 |
| 12. | 調剤過誤が発生した場合の対応 .....             | 7 |
| 13. | 電子処方せんの運用について .....              | 7 |
| 14. | その他 .....                        | 8 |
|     | ・使用済注射針の回収                       |   |

## 1. 目的

下記を目的として平成 27 年 2 月より全診療科を対象に院外処方せんを発行する。

- 高齢化社会における複数医療機関の併診患者の薬の重複投与や相互作用のチェック
- 外来患者の薬の待ち時間の解消
- 後発医薬品の普及促進による患者負担の軽減と医療保険財政の軽減
- 在宅医療における薬の管理
- 地域包括型医療の推進
- 病院薬剤師の院内業務の充実

## 2. 調剤について

- 当院の院内調剤マニュアルも公開しているが、各保険薬局においては、薬剤師の適正な判断で適正に調剤されるのであれば、当院のマニュアル通りの調剤を強要しない。  
ただし、調剤方法（賦形剤の量 等）が変更された場合は、患者に不安を抱かせることのないよう丁寧に説明すること。

## 3. 院外処方せん発行の流れ

### 3.1 診察・処方オーダー

診察後電子カルテより処方オーダーし、紙処方せん希望の患者には紙処方せんを、電子処方せん希望患者には電子処方せん用の「処方内容（控え）」を渡す。

### 3.2 会計支払後、希望する患者は、院外処方せんまたは処方内容（控え）を FAX コーナーでかかりつけ薬局へ送信

### 3.3 FAX を受け取った保険薬局は調剤準備

### 3.4 患者は処方せん発行日より 4 日以内に院外処方せんまたは処方内容（控え）を保険薬局へ持参し、薬を受け取る。

電子処方せんの場合は、マイナ保険証での受け付けや引き換え番号の提示でも薬を受け取れる場合がある。

\* FAX を利用せず、院外処方せんを直接保険薬局に持参することもあり。

\* 腹膜透析液の処方については、「腹膜透析液院外処方箋手順（院外用）」を参照のこと。

## 4. 院外処方・院内処方の対象患者

- **院外処方対象患者：**  
原則、全ての外来患者および病院職員（入院中を除く）
- **院内処方対象者：**
  - 入院中の患者

- 救急日以外の 19:00～翌 8:30 に処方した外来患者
- 治験登録患者
- プライバシー等の観点から院外処方が不適切な患者
- 感染拡大防止のため院外処方が不適切な患者
- 院外処方が不可または困難な薬剤が処方されている患者
- 諸事情により病院が院内処方を認めた患者

## 5. 院外処方対応時間

|          |             |                     |
|----------|-------------|---------------------|
| 救急日以外の平日 | 8:30～19:00  |                     |
| 救急日以外の休日 | 8:30～19:00  | * 休日対応の保険薬局での調剤となる。 |
| 救急日      | 8:30～翌 8:30 | * 門前薬局の輪番制で対応。      |

## 6. 院外処方できない薬剤

### ● 公的に院外処方が認められていない薬剤

- 治験薬
- 注射薬
  - \* 「保険医が投与可能な注射薬（在宅医療で使用できる注射薬）」として定めている注射薬を除く。
- 診断薬、検査薬、処置薬
- 指導料や検査料に薬剤料が含まれる医薬品 等
  - 例) 在宅酸素加湿用精製水、治療を目的としない消毒薬・消毒綿、自己注射用注射剤の専用デバイス、血糖測定機器および検査紙
- 院内特殊製剤
- 適応外使用薬剤
- プラセボ
- 入院導入が指示されている薬の初回分
- 管理上院内処方が定められている薬
  - 例) サレドカプセル、レブラミドカプセル、ポマリストカプセル

### ● 院内規定により院外処方としない薬剤

- 特定生物由来品（血液製剤）・・・血液凝固因子製剤 等
- 成長ホルモン
- 抗 HIV 薬
- 緊急避妊薬
- その他

流通・管理・経済的な観点や、院外処方により患者の不安を著しく助長する可能性があるなど、院内処方が妥当と認められた薬剤

## 7. 当院の採用薬リストについて

- 以下の方法で当院採用薬リストを公開する。
  - ・ 薬剤師会及び門前薬局のメーリングリストでメール配信（最低1回/年、随時）
  - ・ 愛媛県薬剤師会サイボウズ>アプリ一覧>ファイル管理>広域病院>松山赤十字病院>院外処方対象薬リスト
  - ・ 松山赤十字病院ホームページ
- 月1回(第4火曜日)に開かれる院内薬事委員会後、院長決裁が取れ次第(原則、委員会開催後1週間程度)、委員会での決定事項を「医薬品情報」として院内通知するとともに薬剤師会および門前薬局にメールで連絡する。

## 8. 院外処方せんについて

- **有効期間**

交付の日を含めて4日以内

ただし、長期の旅行等特殊の事情があり、医師または歯科医師が、処方せんに別途使用期間を記載した場合には、その記載日まで有効。
- **記載事項**
  - 患者情報  
氏名、生年月日、性別、保険者番号・記号番号、公費番号、患者区分、負担割合
  - 医療機関情報  
名称および所在地・電話番号、保険医氏名(署名または押印)、都道府県番号、点数表番号、医療機関コード
  - 処方情報  
薬品名・・・当院のマスタに登録のある先発品名称、後発品名称、一般名処方マスタ登録名称 のいずれか  
分量・・・・・・内服薬は1回服用量。  
注射薬および外用薬は、原則投与総量。 頓服薬は1回分量。  
用法・用量・・・内服薬 : 1回あたりの量、1日の回数、投与のタイミング、投与日数  
外用薬 : 使用部位、1回の使用量、1日の回数、  
使用に際しての留意事項 等  
頓服 : 使用回数、使用のタイミング 等
  - 交付年月日
  - 備考欄  
1包化、在宅患者訪問薬剤管理指導、各種指導 等の指示

14日を限度とする薬を投薬期間制限を超えて（30日まで）処方する場合の特殊事情、その他、保険薬局への連絡事項 等

**麻薬を含む処方せんの場合：** 上記記載項目に加え、次の項目の記載が必要

- 麻薬施用者免許証番号
- 患者の住所

● **長期収載品選定療養費**

患者が先発医薬品を希望した場合、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当の金額が患者負担となる制度。ただし、医療上の必要性、流通上の問題がある場合はこの限りではない。

医療上の必要性があり医師の判断で先発品を指定する場合は、先発医薬品名で処方オーダーし、「後発品へ変更不可」にチェックを入れ、その理由が入力される。

医師による変更不可の指示はないが保険薬局で患者が先発品を希望する場合、ルールに基づいて保険薬局の判断で患者の希望に添うよう調剤を行ってよいが、長期収載品については選定療養費の説明をして患者の理解を得ること。

● **リフィル処方**

リフィル処方せんとは、症状が安定している患者で一定の要件を満たした場合に、医師が定めた期間内に最大3回まで繰り返し使用可能な処方せん。

リフィル処方せんが発行された場合は、リフィル処方せんの取り扱いルールに基づいて調剤を行う。

● **腹膜透析液処方について**

別途「腹膜透析液処方マニュアル」を参照のこと

## 9. 院外処方せんへの手書きでの記載方法（紙処方せん限定）

原則として、下記以外は、手書き処方および手書きでの追記・修正はしない。

\* 「処方箋の使用期間」の記載方法

4日を超えて処方せんを有効とする場合、「処方せんの使用期間」の欄に手書きで有効とする日付を記入し、保険医の印を押す。

不正な修正・加筆を防止するため、押印のない場合は疑義照会をすること。

\* 保険者番号・受給者番号等を修正した場合の対応。

- ① 保険薬局で受給資格の確認ができた場合は、その旨を保険薬局で備考欄に記入する。
- ② 病院に疑義照会をした場合は、その内容・経緯を保険薬局で備考欄に記載する。

- ③ 病院側で保険者番号を手書き訂正した場合は、病院側で訂正した旨を備考欄に記載する。

当院の対応：

二重線を引き訂正印(訂正者の印鑑)を押し、備考欄にゴム印「確認後保険者番号訂正」を押し、処方医の訂正印は不要。

## 10. 院外処方せんの運用にかかる注意事項

### ● 同一日の院内処方と院外処方の併用は原則禁止

原則、診療科が違っていても、同一日に同じ患者に院内処方と院外処方を発行することはできない。

ただし、医科と歯科はこの限りではない。

### ● 変更調剤

保険薬局では、公的ルールまたは処方元施設とのプロトコールに従って、処方薬剤を変更して調剤することができる。

変更調剤した場合は、お薬手帳等に実際に調剤した内容がわかるように記録を残すこと。

### ● 疑義照会

処方内容に疑義が発生した場合は、当院に疑義照会すること。

連絡先・連絡方法：薬剤・調剤に関する事項・・・薬剤部直通 FAX (089-924-1115)

保険等に関する事項・・・・・・・・外来医事課電話 (089-924-1116)

薬剤部で受けた薬剤・調剤に関する疑義に対しては、薬剤師が疑義内容を確認し、原則、FAX で回答を返信する

### ● 各種指導依頼について（吸入指導、自己注射指導 等）

専用の「指導依頼書／指導報告書」を使用する。

① 指導が必要と判断した場合、医師が「指導依頼書／指導報告書」を発行。

② 患者はそれを処方せんとともに保険薬局に持参。

③ 保険薬局は、「指導依頼書」を参考に指導を行った後、「指導報告書」に記入し、薬剤部にファックス(FAX：924-1115)で返信する。

\* 病院や保険薬局で既に指導を受けている患者に対しても、適切なタイミングで手技確認を行い、特筆すべきことがあった場合は、速やかにトレーシングレポート等で薬剤部に連絡する。

### ● 処方せんの紛失または有効期限切れの場合

原則、再受診の上、実費にて処方せんを発行する。

## 11. トレーシングレポート

病院への報告が必要だと思われる患者情報がある場合、「トレーシングレポート」または「トレーシングレポート【がん】」に記載して薬剤部にファックス(FAX: 924-1115)送信する。

様式は以下よりダウンロードできます。

- ・ トレーシングレポート
  - 愛媛県薬剤師会サイボウズ>ファイル管理>広域病院>松山赤十字病院>各種 報告用紙 > トレーシングレポート
  - 松山赤十字病院ホームページ>各診療科・部門のご案内>部門一覧/薬剤部>保険薬局の皆様へ> トレーシングレポート
- ・ トレーシングレポート【がん】
  - 愛媛県薬剤師会サイボウズ>ファイル管理>フォルダ・がんトレーシングレポート
  - 松山赤十字病院ホームページ>各診療科・部門のご案内>部門一覧/薬剤部>保険薬局の皆様へ> トレーシングレポート【がん】

## 12. 調剤過誤が発生した場合の対応

保険薬局で調剤過誤が発生した場合は、速やかに薬剤部へ連絡する。

(TEL: 924-1114☎924-1111☎、FAX: 924-1115)

薬剤部は処方医に連絡して対応を協議し、その結果を保険薬局に指示する。

保険薬局は、迅速かつ適切に対応するとともに、「愛媛薬剤インシデントレポート」を薬剤部に提出する(FAXで可)。

また、「簡易レポート(医療安全委員会報告用)」を県薬事務局にサイボウズで提出する。

様式は以下よりダウンロードできます。

- ・ インシデント関連
  - 愛媛県薬剤師会サイボウズ>ファイル管理>県薬 医療安全委員会>インシデント関連 > 「愛媛薬剤インシデントレポート」「簡易レポート(医療安全委員会報告用)」
  - 松山赤十字病院ホームページ>各診療科・部門のご案内>部門一覧/薬剤部>保険薬局の皆様へ> 「愛媛薬剤インシデントレポート」「簡易レポート(医療安全委員会報告用)」

## 13. 電子処方せんの運用について

電子処方せんとは、オンライン資格確認等システムを基盤とした「電子処方せん管理サービス」を通して、医師・歯科医師、薬剤師間で処方せんをやり取りする仕組みであるほか、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックが行えるもの。



当院では、2025年4月7日に運用開始。希望する患者に対してのみ電子処方せんとして院外処方  
を発行する。

当院における電子処方せんの運用については、「電子処方せん運用マニュアル」を参照のこと。

## 14. その他

- **使用済注射針の回収について**

使用済注射針等の医療廃棄物は、原則、発行した調剤薬局にて回収し、安全に処理・廃棄する。  
対応が出来ない場合は、当院の処方元の診療科にて回収する。

2025年4月 改定